



沖縄県広域緑地計画

～世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して～

—概要版—

2018年（平成30年）3月
沖縄県



はじめに

- ◆「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】（平成29年5月）」の「みどり」に関する施策の実現を目指す推進計画である。
- ◆広域的観点からみだみどりの確保目標や配置計画及びみどりづくりの方策などを示し、今後の沖縄県におけるみどりづくりの推進施策の方向を明らかにするものである。
- ◆本計画は、2002年（平成14年）3月に策定された「沖縄県広域緑地計画」をその後の社会経済情勢の変化、関連法改正、上位・関連計画の策定・改定等に応じて改定するものである。
- ◆都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランに反映し、都市緑地法に基づく市町村が策定する「緑の基本計画」の指針として活用するものである。

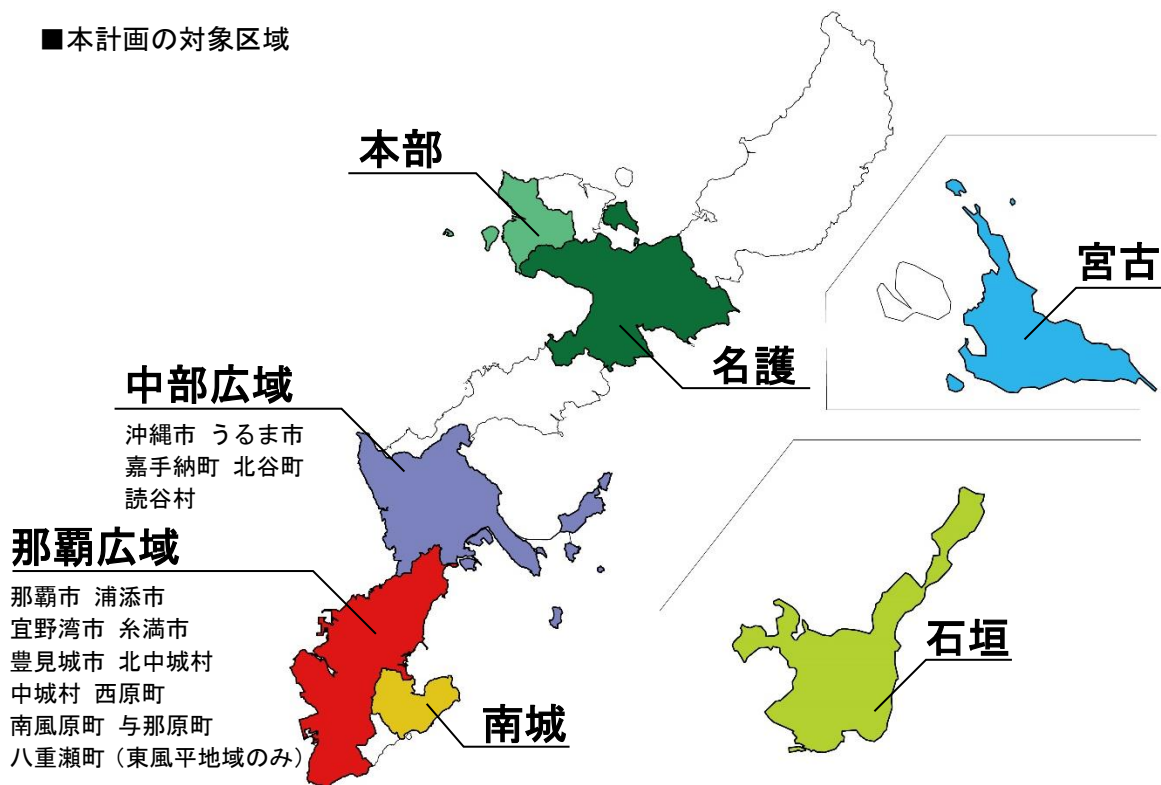
計画の期間

計画の期間は、長期ビジョンであることから概ね20年間とし、関連する都市計画事業等と連携した緑地の配置・整備、緑化の推進を図るため、上位・関連計画等に整合を図り、計画期間を2015年（平成27年度）～2035年（平成47年度）とする。

対象区域

県内の都市計画区域（7区域）を対象区域とする。但し、都市計画区域に隣接する範囲にあつて沖縄県の特徴を活かす上で重要なみどりについてはこれを含めて検討する。

■本計画の対象区域



みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など」とする。

樹木や草花などの植物だけでなく、公園などのオープンスペース、河川・港などの水面、農地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では「みどり」を用いるものとする。

みどりの区分と定義

- ・ **みどり**：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水辺地、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など
- ・ **緑地**：上記のみどりのうち、将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの
緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類する。
施設緑地：都市公園やこれに準じる機能を持つ公共・民間の緑地
地域制緑地：農地や水面などのオープンスペース、土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地
- ・ **緑被**：樹林地、農地、街路樹、庭木、草地、施設など樹林や樹木、草地など、みどりで被覆された土地及び水面（裸地含まず）
- ・ **緑化**：市街地に草木などを植えてみどりを増やす行為

* 「みどり」と「緑」について：「みどり」の定義については、本文に記載した通りであるが、従来の「緑」は樹林地、植栽、緑化、緑被等多岐な概念で使用されている。本計画では、「緑の基本計画」などの法的用語、計画名称においては、そのままの「緑」とするが、「みどり」との混乱を避けるため「緑」の単独用語は、樹林地などに置き換え単独使用は極力避けるものとした。

* 「緑地」と「緑被」について：従来は「緑地」と「緑被」は同義語として扱われることが多く見られたが、本計画では定義に示すように明確に区分して計画するものとする。「緑被」は、あくまで植栽地や水面等の「みどり」で被覆された土地を示す。「緑化」は植栽等を増やす行為を指す。「緑化」された土地は「緑被」となる。

対象とするみどりと緑地のイメージ図（図範囲は都市計画区域）

* 図中で緑色をしているもの及び樹木のすべてが「みどり」です。



■代表的な緑地

□施設緑地（都市公園）



首里城公園（那覇市）



浦添大公園（浦添市）



沖縄県総合運動公園（沖縄市）

□施設緑地（公共施設緑地）



港湾区域内のパークゴルフ場（与那原町）



知念岬公園（南城市）



東南植物楽園（沖縄市）

□施設緑地（民間施設緑地）

□地域制緑地



風致地区：知念（南城市）



農振農用地：小城（八重瀬町）



自然公園：平久保半島（石垣）

みどりの効果

みどりの効果として、以下の3つが挙げられる。

- 存在効果…都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上など、みどりがあることによりもたらす効果。
- 利用効果…スポーツの場やレクリエーションの場として利用し、健康の維持増進やストレス緩和を図るなど、みどりを利用することでもたらす効果。
- 媒体効果…交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高めるきっかけとなる効果。

本計画では、これらを総合的に勘案して計画づくりを行うものとする。

1. 改訂の背景と沖縄県のみどりの現況

2. 沖縄県のみどりの課題と評価

○社会経済情勢の変化（本編p6）

①少子高齢化・人口減少の進行と持続的なみどりの計画の必要性

→多様な主体が連携して新たなみどりの担い手やみどりに関わる機会を創出するなど、持続的な社会を継続

②地球環境問題の顕在化への対応

→CO²の吸収機能を持ち地表面の高温化を防ぐみどりの保全と創出

③生物多様性の確保や自然環境保全の必要性の高まり

→計画的な緑地の保全・再生・創出・管理などによる、生物多様性の確保

④自然災害の激甚化・広域化

→安心・安全なまちづくりに対するみどりの活用による防災力の強化

⑤地域主体のまちづくりの高まり

→住民が活動できる、みどりとふれあう場所の提供と住民参加

□主要な根拠法の改訂

都市緑地法（平成 29 年）、都市公園法（平成 29 年）、景観法（平成 16 年）、生物多様性基本法（平成 20 年）等

□主要な上位関連計画の策定・改訂

都市計画区域マスタープラン策定（当初策定・平成 16 年）、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24 年策定・平成 29 年改訂）、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想策定（平成 25 年）等

【沖縄県のみどりの現状と特性】

○東アジアの中に成立した琉球弧の島しょ性と亜熱帯海洋性気候の下で育まれてきた多様で固有性の高い自然のみどりの構成

○地勢と立地を土台に築かれてきた琉球の歴史や文化及び産業の独自性を有するみどりの存在

○本島中南部における戦禍によるみどりの喪失と駐留軍用地の存在

○人口密集地におけるみどりの不足と周辺開発によるみどりの滅失の進行

○県民のみどりに対するニーズの拡大と増加する観光客のレクリエーション利用の増大

○みどりの復活を目指す緑地整備の進行と駐留軍用地返還に伴うみどり整備への期待

○沖縄県のみどりの課題（本編p13）

①沖縄のみどりの特徴の発揮

：沖縄の発展の歩みを支えてきた基盤的特性の重視

・沖縄のみどりの特性は、琉球弧の島しょ性と亜熱帯海洋性気候の下で育まれてきた多様で固有性の高い自然の構成にあり、今後の発展のためにも重視し維持していく必要がある。

②都市圏におけるみどり量の確保

：不足し消失していく実態の認識、急がれる対策

・都市圏における自然や農地、史跡等のみどりは滅失が進んでおり、その効用は失われつつあることから、都市圏ごとの課題に応えながら、必要なみどり量の確保に努める必要がある。

③多様なみどりの質の確保

：みどりの効用やニーズへの対処

・みどりの計画は、上位関連計画が示す県土形成の方向や県民や来訪者のニーズを踏まえ、県土の全体と広域な都市圏において多様なみどりの質の確保を図っていくことが必要である。

④圏域ごとのみどりの都市圏の形成

：みどりのつながり・拠点の確保、県民参加のみどり形成

・都市圏の状況に応じた緑地確保の水準、みどりの配置、施設緑地の確保と保全緑地地方策の展開、県民参加を進めて具体化を促進する体制と仕組みづくりの方向を明らかにする必要がある。

○系統別みどりの評価（本編p43）

■環境保全系統

・海に囲まれた亜熱帯地域の豊かな自然に育まれたみどりを有しており、多様な生きものが生息できる環境を育んでいる。
・市街地における人口の集中、駐留軍用地の存在、市街地周辺の開発の進行により、みどりの滅失が進行しつつある。

■歴史文化系統

・琉球王国時代や米軍統治時代など独自の歴史文化を有する地域であり、歴史文化を継承するみどりが豊富に存在する。
・市街地及び周辺部においては、それらグスク群や周辺環境の改廃が見られる。

■防災系統

・みどりが防災に果たす役割には、予防、減災・防災、避難があり、山林・農地・防風林・公園等がその役割を果たしている。
・大地震の津波や火災時の避難の場、災害対策活動の広域的な拠点等、避難に係るみどりの重要性が大きくなっている。

■レクリエーション系統

・本県には県民の遊びや運動の場のみならず、観光客等に供するみどり（山、海、河川、史跡、公園等）が多く存在する。
・県民のレクリエーション需要に応えるとともに、観光立県として、レクリエーション系統のみどりの保全・整備が必要である。

■景観系統

・サンゴ礁と緑に縁取られた海岸、石灰岩の丘やハンタ（断崖）の斜面、ウージ（サトウキビ）の畑など、沖縄らしい景観で骨格を構成している。
・市街地や集落では、珊瑚の石垣や赤瓦の民家とスーヅグワ（小路地）、グスクや御嶽、井泉川などの郷土のみどりに彩られている。

3. 基本理念・基本方針・配置方針

【基本理念】世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して

○基本方針（本編 p47）

【基本方針 1】

○沖縄の風土に根差したみどりを守り活かしていく

・沖縄のみどりが持つ特徴、その成り立ちの背景にある独自性を活かすことによって、世界に誇れる沖縄らしい風土の基盤を形成する。

【基本方針 2】

○地域の特性に応じたみどりの水準を確保していく

・都市圏におけるみどりは地球温暖化や生物多様性など環境保全及び形成を担うことから、都市圏ごとの課題に応えつつ、必要なみどり量を確保する。

【基本方針 3】

○多様なみどりによる沖縄らしい地域づくりを進める

・時代や社会の要請に応え、また県民や来訪者のニーズに応え、県土全体及びそれぞれの地域で、沖縄らしい多機能なみどりの形成を進める。

【基本方針 4】

○圏域ごとのみどりのつながりと仕組みづくりを図る

・圏域毎のみどりの特性を生かして、つながりのある緑地の形成を進めるとともに、県民参加を進めて具体化を促進する体制と仕組みづくりを推進する。



○系統別みどりの配置方針（本編 p64）

■環境保全系統

特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

■歴史文化系統

沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

■防災系統

災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

■レクリエーション系統

健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

■景観系統

自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

計画の基本理念

世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して

沖縄県は、日本列島の南西部に位置し、東西約 1,000km、南北約 400km に広がる広大な海域に点在する大小 160 の島々からなる島しょ県である。

地球規模でみた場合、北緯 27 度付近の亜熱帯地域は砂漠や乾燥地帯が多いが、琉球列島は、赤道直下から流れてくる黒潮と、梅雨前線や台風により暖かく雨の多い亜熱帯性海洋気候となっており、このような地理的環境が生物多様性豊かな森林やマングローブ、サンゴ礁などの生態系を育んでいる。

また、琉球列島はかつて大陸の一部だった陸地が、地盤沈降に伴う東シナ海や諸々の海峡の成立によって切り離された島々で形成されたという歴史をもっている。植物学的には、熱帯と温帯の植生の移行部に位置しており、きわめて特異な地域である。

このような亜熱帯海洋性気候の下、年間を通して温暖で、貴重な動植物が生息・生育し「生物の宝庫」ともいわれる森やみどりの稜線は、かけがえのない大切なものである。

世界に誇れる美しい海は、多くの珊瑚がすみ、白い砂浜と青い空と相まって世界有数の海岸景観を有している。多様な生態系が相互につながり、微妙なバランスで生物多様性を保っており、先人達が引き継いでくれた豊かな自然環境は、ホスピタリティあふれる地域として魅力を高めている。

世界遺産である「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」は、沖縄の精神文化や歴史を代表する大切な歴史資源となっている。さらに、各地域には御嶽などその土地の風土を感じさせる暮らしの景観も残っており、かつては集落防風林の役割を担っていたフクギ並木などは沖縄独自の財産といえる。そして、本島中南部の市街地やその郊外に広がる農地も、沖縄のみどりを構成する重要な要素となっている。

本計画の対象区域（県内 7 つの都市計画区域）においては、約 780 箇所の都市公園が整備され、風致地区をはじめとする地域制緑地が指定されるなど緑地の整備や保全が進められている。これらの緑地以外にも、自然のみどりや市街地の街路樹など、いわゆる「みどり」は都市環境の保全や都市景観の形成、都市防災機能の向上などの存在効果、スポーツやレクリエーションの場としての利用効果、観光、人々の交流、教育・文化など多様な分野の活動を活性化する媒体効果といった役割を果たしている。とりわけ、人口や都市機能の集積が大きい那覇広域都市圏や中部広域都市圏における「みどり」は、人々の日常生活に潤いと安らぎ与えている。

今あるみどりを大切にしながら、更なる沖縄の個性と特徴を発揮したみどりの確保を図ることで、県民が地域に愛着を持ち、みどりの存在効果や利用効果などを享受することにつながる。また、沖縄の魅力を日本のみならず世界に発信することで、沖縄の歴史・文化や自然と触れあうなど観光の多様化、さらには観光関連産業の裾野が広がることによって経済面にも好影響を与えることが期待される。以上を踏まえて、本計画の基本理念を「世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して」と設定する。

基本方針

基本理念に掲げた「世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して」の実現を図る基本方針を、課題の克服を基調として次のように設定する。

①沖繩の風土に根差したみどりを守り活かしていく：(課題)沖繩のみどりの特徴の発揮

- ・沖繩のみどりが持つ特徴、その成り立ちの背景にある独自性を生かすことによって、世界に誇れる沖繩らしい風土の基盤を形成する。
- ・島しょ性と亜熱帯海洋性気候のもと育まれてきた多様で固有性の高い自然と、その土台に築かれてきた歴史や文化を守り活かす。
- ・水涵養の機能を有するみどりは、台風時の大雨などによる水の流出を防ぎ、人々の生活の環境を守り、風土の景色をつくる。
- ・伝統的集落に残るフクギ並木や、現在も地域の祭事行事の中心としての象徴的空間である御嶽、湧水などは沖繩らしい生活景観を形成しており、保全・活用に努める。
- ・第5次沖繩県観光振興計画においては、観光に関する将来像を「世界水準の観光リゾート地」と位置づけ、入域観光客数1,200万人を目指して、国内海外をターゲット市場としている。沖繩の豊かな自然は、観光における大きな資産であり、潤いある空間づくりに寄与する沖繩のみどりを守り、創出していく必要がある。沖繩の発展やその柱となる観光振興のためにも、みどりを維持していくものとする。

②地域の特性に応じたみどりの水準を確保していく：(課題)都市圏におけるみどり量の確保

- ・沖繩のみどりは都市計画圏域の外である、やんばる（本島の北部地域）の森や西表島の大自然地域と慶良間諸島や石西礁湖（石垣島と西表島の間広がる日本国内最大のサンゴ礁の海域）のサンゴ礁地帯が多くを占めている。一方、本島の中南部においては、自然や農地、遺跡等のみどりの滅失が進んでいる。
- ・都市地域におけるみどりは、地球温暖化対策や生物多様性など環境保全及び形成を担うことから、地域ごとの課題に応えつつ、必要なみどり量を確保する。

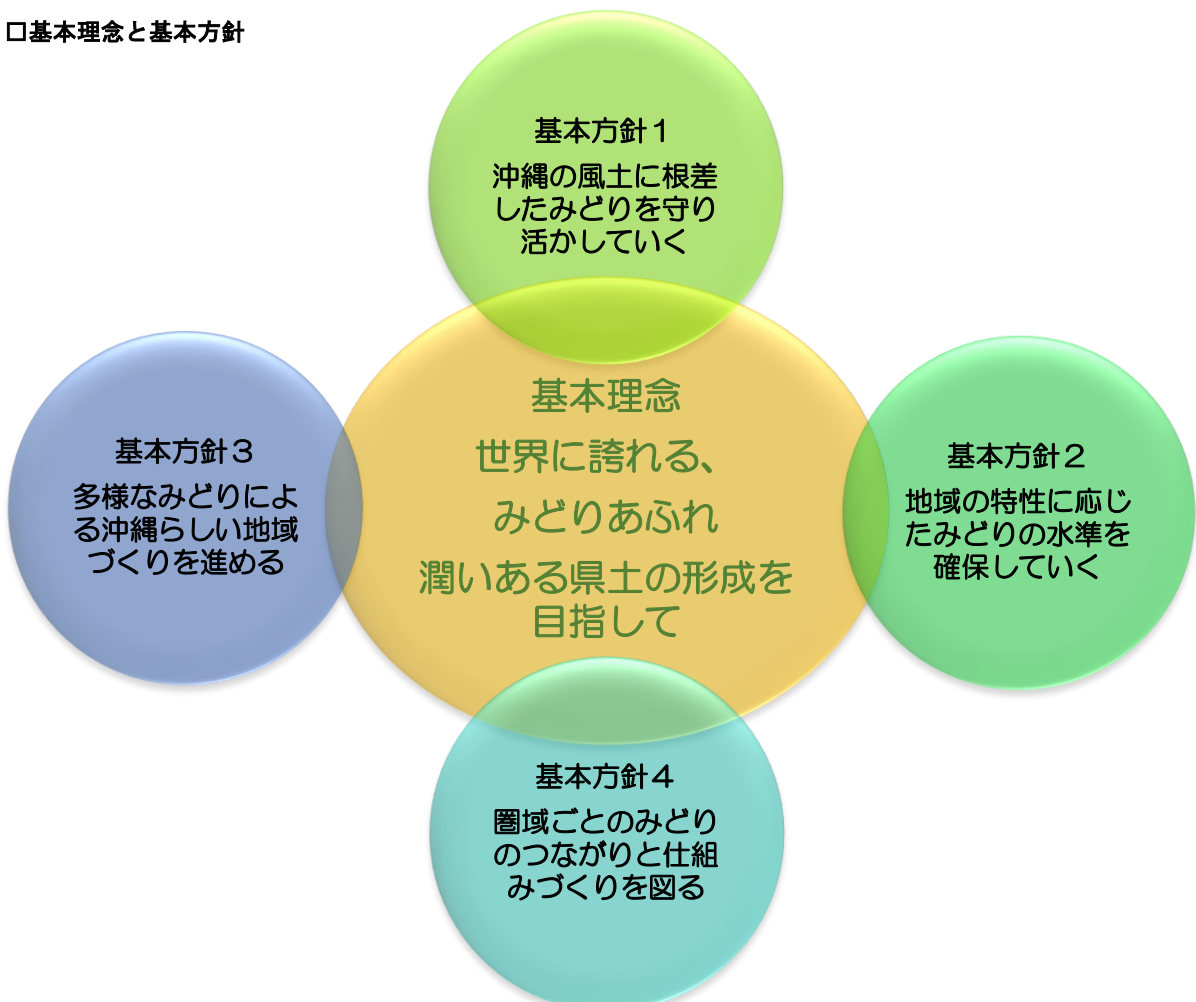
③多様なみどりによる沖縄らしい地域づくりを進める：(課題)多様なみどりの質の確保

- ・みどりの形成にあたっては、時代や社会のニーズに対処して、自然の保全と歴史文化の独自性の発揮、都市の防災性の確保、交流都市と快適環境の整備、健康や保養の場の整備、沖縄らしい景観の形成と緑化の推進などが重要である。
- ・県民や来訪者に対しては、自然志向、健康スポーツ志向、沖縄らしさの体験・探訪、環境問題や安全性への改善、緑化によるまちの潤い形成などが必要である。
- ・時代や社会の要請に応え、また県民や来訪者のニーズに応え、県土全体及びそれぞれの地域で、沖縄らしい多機能なみどりの形成を進める。
- ・みどりを環境保全、歴史文化、防災、レクリエーション及び景観の5系統の機能を発揮することを目指して、地域の特性を踏まえた適切な配置を目指し、かつ、みどりの質の確保も図るものとする。
- ・ギンネム林等の荒廃地を削減し、森林の環境(質)を向上させる。

④圏域毎のみどりのつながりと仕組みづくりを図る：(課題)圏域毎のみどりの都市圏の形成

- ・都市圏の状況に対処し、沖縄のみどりの特性を生かした拠点を形成する根幹的緑地の確保と、緑地保全方策を実現させるためには、骨格的な緑地を中心として市街地や市街地の外周、都市圏の全体、都市圏の連携へとみどりを広げていくことを目指す。
- ・根幹となる緑地は、都市公園および地域制緑地として確保を図り、量としての水準の充足を目指すだけでなく、都市圏のみどりの特性を生かした緑地の形成を進めることが重要になるため、県民参加を進めて緑化の具体化を促進する体制と仕組みづくりを推進する。

□基本理念と基本方針



目標水準の設定

都市圏ごとに現況の確保緑地量と緑地の存在量、未担保地量を十分に把握し、目標を達成するための緑地水準確保の可能性と必要な緑地量を、現実的に具体化の可能な緑地量を勘案しながら以下の目標を設定する

ア. 将来人口に対する都市公園の確保目標

都市公園等は、概ねすべての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、公園内の植樹面積の積極的増加に努める。なお長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を 20 m²とすることを目標とする。

将来人口に対し、一人あたり 20 m²以上となる公園を確保する。(計画公園 2 割増)

現況：10.7 m²/人  目標：21.7 m²/人

供用開始面積：1,462.5ha 計画面積：2,379.8ha 目標量：2,938.5ha

イ. 将来市街地面積に対する緑地の確保目標量

本計画では、緑地確保の目標水準を、それぞれの都市圏の将来市街地の 30%以上とし、市街地周辺領域までを合わせて確保努力を進めることにする。

各圏域の将来市街地とその周辺に、30%以上の緑地を確保する。

現況：21,146.9ha (60.1%)

将来：対象圏域の市街地及び周辺に 60%以上確保を目指す。

ウ. 都市圏に確保するみどり量

本県の都市圏の状況は、みどり量が少ない圏域や、自然的田園的緑地が豊かな圏域など地域の現況に合わせて目標を設定し、都市圏全体で将来に亘って平均 50%以上のみどり量を保つように維持していく。

環境の基盤を形成するみどり量を都市圏全域で 50%以上を保つように確保していく。

<みどりの総量>

72,186.3ha (都市圏全体に対するみどりの量：64.5%)

<緑地担保量>

現況：48,588.8ha (担保率：43.4%)  将来：都市圏全域で 50%以上を保つ

圏域別の目標

<那覇広域都市圏>

□基本方針

- ・本圏域の市街地は、県内で最も人口や産業等が集積した地域であり、みどりの創出による潤いある市街地形成を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。
- ・歴史文化と都の風格を表すみどりのまちの創造、交流とふれあいを育む海辺のみどりの充実・丘のみどりの創出、中城湾を囲むみどりの帯の再生、島尻の魅力を伝えるみどりの里野の回復を図る。

□みどりの将来像

- 那覇・浦添及び周辺地域に琉球の歴史文化と都の風格を表すみどりの都市環境を形成する。
- 北中城から宜野湾石灰岩台地地域に交流とふれあいを育むみどりの都市環境を創出する。
- 中城湾岸・斜面緑地地域にみどりの帯と水面地帯、パノラマ景観を持った環境を形成する。
- 報得川流域・糸満南部石灰岩地域に島尻の自然や歴史、田園を生かした都市環境を形成する。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
555.6ha	1,189.0ha
6.9 m ² /人	14.9 m ² /人

○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
5,960.5ha	37.5%

○みどりの目標水準

圏域面積	担保量	総量
21,759.5ha	5,299.7ha	7,387.9ha
	24.4%	34.0%

<南城都市圏>

□基本方針

- ・風致地区に指定された骨格的な緑地を保全しつつ、新庁舎などの新たな都市的土地利用や南部東道路の整備を視野に入れて、適切な土地利用と緑化を促進する。
- ・世界遺産斎場御嶽など歴史的資源を多く有することから、これらを保全・活用した、みどりの回廊の形成を検討する。
- ・大里地区や佐敷地区では用途地域が指定されており、住宅を中心とした都市的土地利用がなされている。これら市街地の後背地に位置するみどりと調和した緑化の促進を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

□みどりの将来像

- 中城湾岸から連なる斜面緑地帯地域に、骨格的なみどりと水面地帯、パノラマ景観を持った地域環境を形成する。
- 琉球王国成立時代の重要地域で、歴史のみどりと水面や眺望を生かしたみどりの地域形成を目指す。
- 大里地区～佐敷地区～知念地区を囲む斜面をみどりの骨格とし、世界遺産斎場御嶽をはじめグスクの丘や丘陵地と干潟及び海岸部にみどりの拠点を設置する。海岸部のみどりの拠点と水辺のみどりを緑化軸でつなぐ。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
23.3ha	99.1a
5.6 m ² /人	24.8 m ² /人

○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
1,004.3ha	89.7%

○みどりの目標水準

圏域面積	担保量	総量
4,791.0ha	2,717.1ha	3,247.1ha
	56.7%	67.8%

【南城都市圏：みどりの将来像図】



<中部広域都市圏>

□基本方針

- ・広域的には北部圏から南へ那覇広域都市圏につながるみどりの回廊の形成と圏域に求められるみどりの拠点の確保を必要としており、地域が進める都市形成の方向を緑地の適正な配置と確保の方策により促進していく。
- ・また、天願川・比謝川水系や中城湾から勝連に至る斜面など都市の骨格となるみどりの環境を保全・形成するため、地域制緑地によるみどりの担保とみどりの回廊の形成、海岸・水面のみどりづくりについて検討を行う。
- ・森や川そして海辺とまちをつなぐみどりの形成、グスクから望むみどりの景色と入江の再生、金武湾の豊かな海を育む水面の充実を図り、みどり豊かな潤いのある生活空間の創出を図る。
- ・市街地のみどりが少ないため、緑化の促進を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

□みどりの将来像

- 中城湾岸・勝連半島地域に水面とみどりを生かした新しいまちの環境を形成する。
- 中心市街地と比謝川流域・西海岸地域に多様なみどりを加えた都市環境を形成する。
- 天願川流域・金武湾一帯地域に水面とみどりの潤いある郊外都市の環境を形成する。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
336.1ha	589.6 ha
9.9 m ² /人	17.0 m ² /人

○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
3,550.4ha	41.4%

○みどりの目標水準

圏域面積	担保量	総量
20,023.0ha	3,636.9ha	7,701.3ha
	18.2%	38.5%

<名護都市圏>

□基本方針

- ・名護都市圏は、市街地の占める割合は小さいものの、まとまりのある市街地を中心とした良好な都市環境の形成を目指して自然や景観を活かし、拠点となる公園緑地の整備、回廊となるみどりの保全・形成を図る。
- ・まちを包む名護湾のみどりの緑取りの形成、海と島と山の魅力を高める拠点の形成、やんばるの森と海の持続可能な環境の形成、森や海の恵を感じる水辺環境の充実を図る。
- ・市街地には海に面した 21 世紀の森が整備され、スポーツ・レクリエーションに活用されており、名護都市圏を特徴づける公園といえる。その他の市街地内の都市公園も活用促進を図り、みどり豊かな圏域の形成を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」、「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

□みどりの将来像

- 名護湾岸を囲むみどりの帯を充実させて圏域の拠点都市に相応しい環境を形成する。
- 羽地地域を構成するみどりを生かしてやんばるに広がるみどりの地域環境を形成する。
- 東海岸地域の集落と周辺のみどりや海と調和したみどりの環境を形成する。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
123.4ha	151.0ha
19.8 m ² /人	24.4 m ² /人

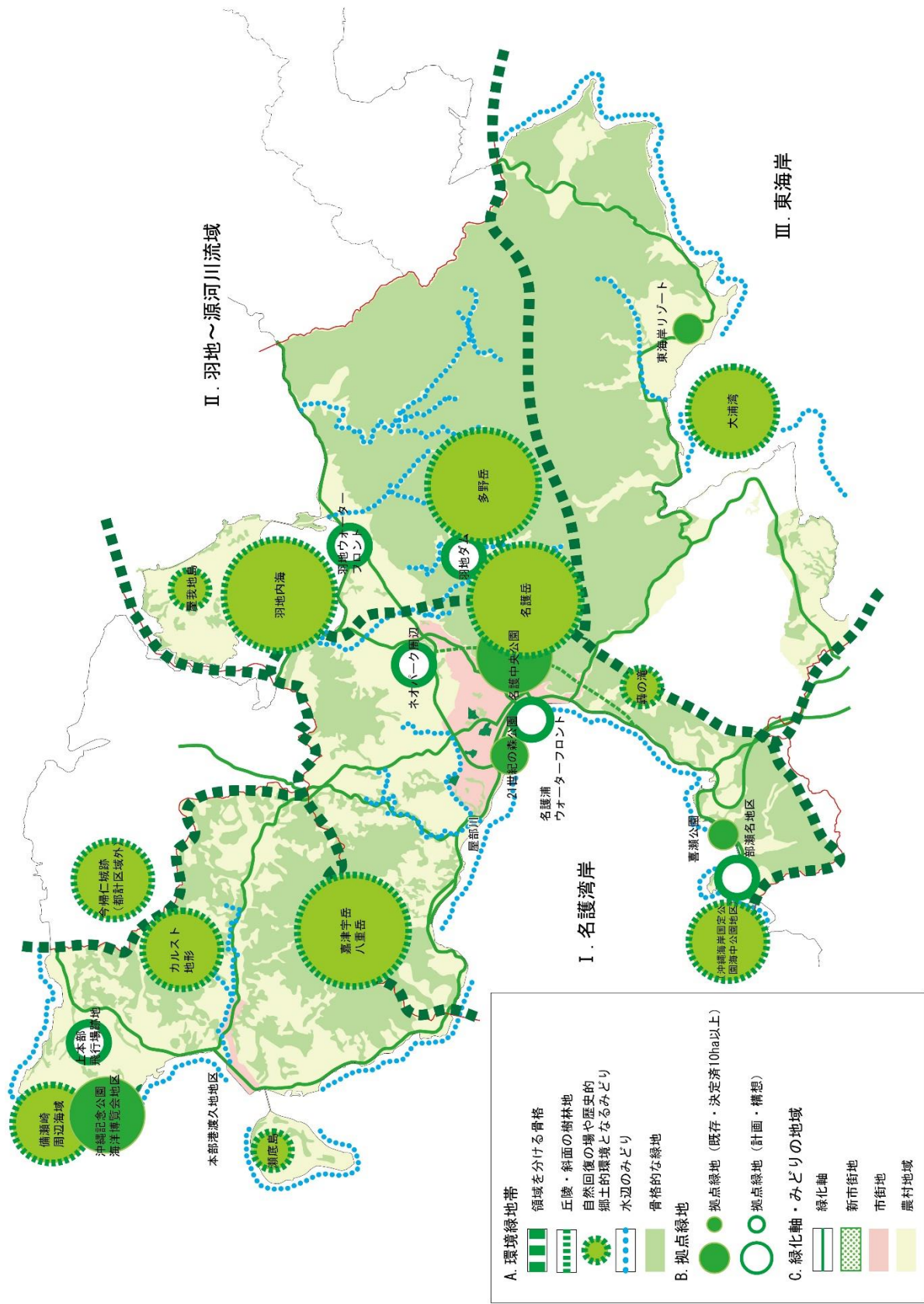
○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
2,670.2ha	80.3%

○みどりの目標水準

圏域面積	担保量	総量
21,038.0ha	6,264.1ha	17,385.3ha
	29.8%	82.6%

【名護都市圏：みどりの将来像図】



＜本部都市圏＞

□基本方針

- ・本部都市圏は、用途地域を持たない都市圏であり、中心集落である役場周辺、本部港渡久地地区、市場等を中心として、豊かな自然環境のなかに点在する集落をみどりの回廊として結び、隣接する市町村と連携を図り、住民や観光客にとって魅力あるみどりの形成を図るものとする。
- ・本部都市圏は、本部港渡久地地区周辺が中心的市街地として機能している。周辺が山々に囲まれているため、穏やかさを感じる空間となっており、これを維持するとともに身近なみどりを創出し、潤いある市街地形成を促進する。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

□みどりの将来像

- 本部地域を構成するみどりを生かして、自然とふれあえる地域環境を形成する。
- 周辺の名護圏域と連携し、やんばるに広がるみどりの地域環境を維持する。
- 沖縄の原風景を生かした歴史・文化拠点環境を形成する。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
73.5 ha	99.7ha
54.2 m ² /人	85.5 m ² /人

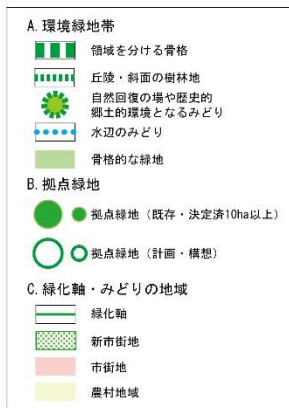
○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
1,714.6ha	95.8%

○みどりの目標水準

圏域面積	担保量	総量
5,430.0ha	1,700.6ha	3,527.5ha
	31.3%	65.0%

【本部都市圏：みどりの将来像図】



<宮古都市圏>

□基本方針

- ・石灰岩の台地に自然を広げるみどりの帯の形成、海の環境を育むみどりの環境の充実、丘の眺望と海辺のふれあいを楽しむ拠点の確保を図る。
- ・宮古都市圏は、山が存在せず平坦な地形でみどりを感じる空間が少ないことから、市街地の緑化を促進し、住民や来訪者に優しいみどり豊かな空間づくりを進めていく。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地の持つ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

□みどりの将来像

- 半島部・池間島地域を構成するみどりを生かして、海とふれあえる地域環境を形成する。
- 中心市街地周辺のみどりの構成を強化して、圏域の中心に相応しいみどりの環境を形成する。
- 南東部・東平安名岬地域を構成するみどりを生かして、優れた景観の地域環境を形成する。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
107.5ha	397.3ha
21.9 m ² /人	89.8m ² /人

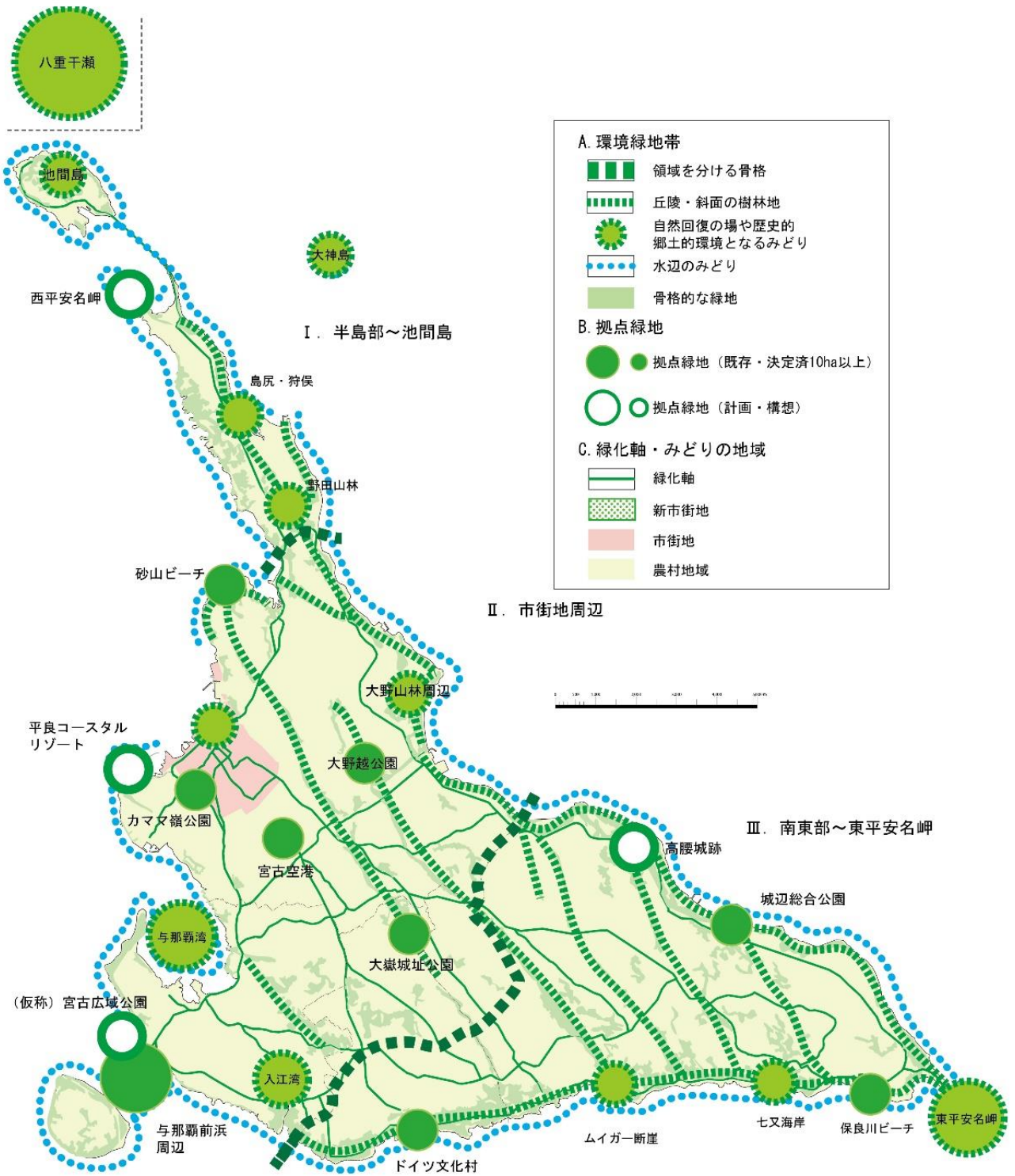
○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
5,829.3ha	93.5%

○みどりの目標水準

圏域面積	担保量	総量
16,530.0ha	11,071.1ha	13,210.8ha
	67.0%	79.9%

【宮古都市圏：みどりの将来像図】



<石垣都市圏>

□基本方針

- ・石垣都市圏は、市街地周辺に豊かなみどりが多く存在しており、大きな魅力となっている。しかし、市街地においては、身近な公園や緑化空間が少ないことから、みどりの充実を図り、魅力向上を促進する。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。
- ・まちを囲む丘のみどりの充実と港のみどりの形成、山と入り江と岬が織りなす豊かな自然の保全、山裾の広がりやサンゴ礁の縁取りが魅力のみどりの景観の充実を図る。

□みどりの将来像

- 市街地からバナナ岳一帯地域のみどりの構成を維持して、景観に優れた都市環境を形成する。
- 名蔵・川平地域等を構成するみどりを生かして、自然景観の優れた地域環境を維持する。
- 宮良川から北東部地域のみどりを生かして、自然景観の優れた地域環境を維持する。

□みどりの確保水準

みどりの確保目標として、都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

○都市公園の整備すべき目標水準

現況	目標
243.2 ha	412.9 ha
49.5 m ² /人	82.1 m ² /人

○緑地確保の目標水準

市街地+周辺における緑地確保の目標量	市街地+周辺に対する割合
2,952.3ha	77.6%

○みどりの目標水準

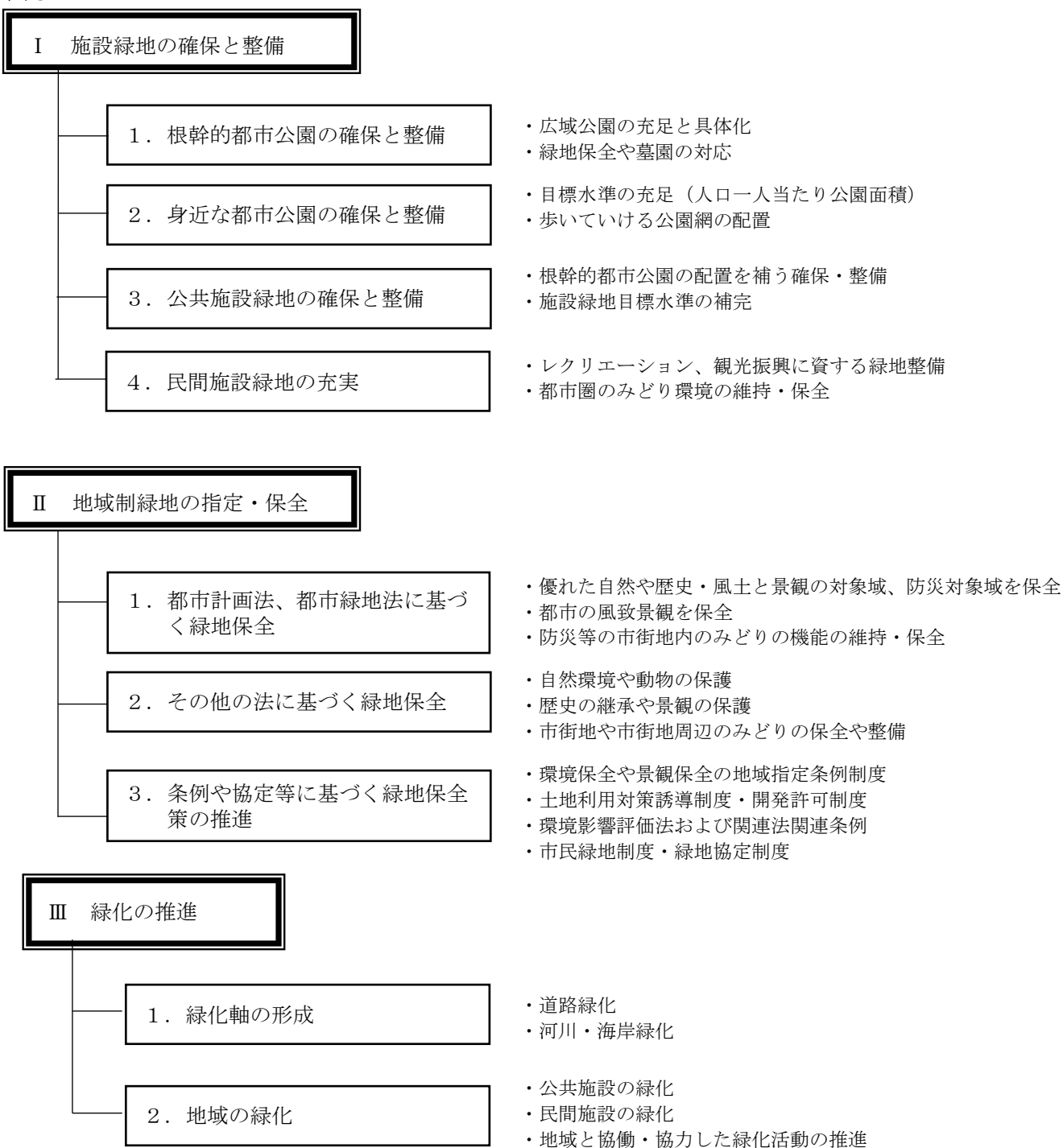
圏域面積	担保量	総量
22,338.0ha	17,899.4ha	19,726.5ha
	80.1%	88.3%

【石垣都市圏：みどりの将来像図】



施策の体系

これら、基本理念基本法審をもとにした将来像実現のため、以下の施策の体系のもと、目標の実現化を図る



推進の体制づくり

都市のみどりを保全・創出し、また緑化を推進するうえで、各主体の役割の明確化並びに連携が重要となる。

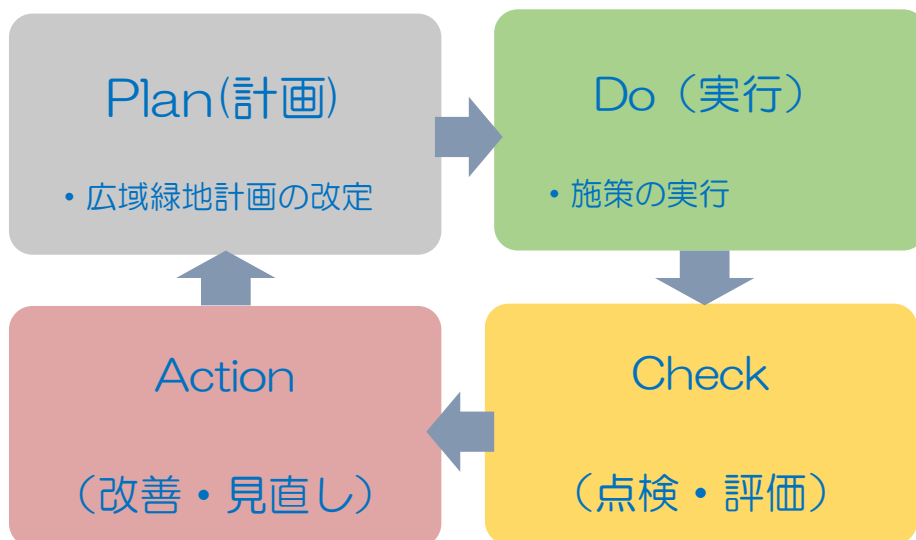
特に、土地利用の規制誘導に係る施策展開では、関連法令に基づく施策の決定権者等の総合的な取り組みが重要となり、また近年では住民の環境意識の高まりとともに、身近な環境保全活動への参加機運の高まりや企業によるみどりの保全活動等、様々な主体による都市のみどりの保全や緑化への参加が増えつつある。

関係施策等を踏まえ、以下のような県、市町村及び住民・NPO・企業等との連携の下、緑化を推進する。



進行管理

計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、改善・見直し (Action) のサイクルを継続的に進めて、概ね 10 年後に施策の進捗点検を行い、目標の達成状況を評価して、必要に応じて見直しを行うこととする。



沖縄県広域緑地計画
—概要版—

発行年：2018年（平成30年）3月＜改定＞

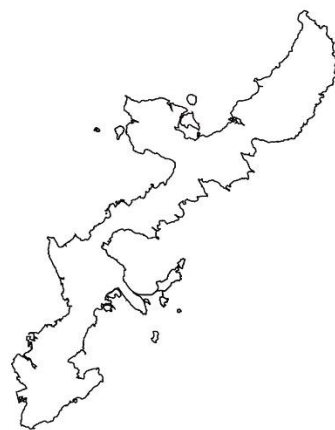
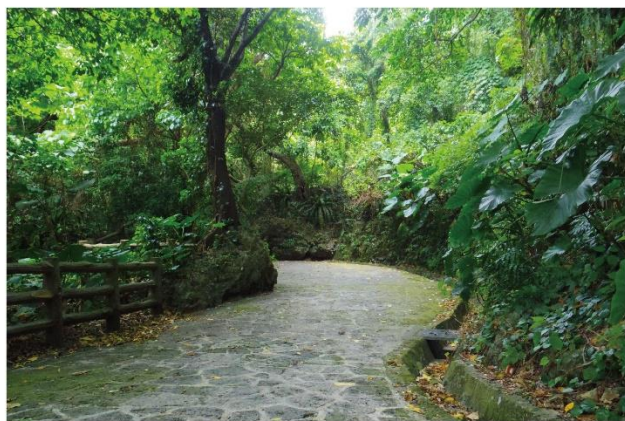
2002年（平成14年）3月

発行：沖縄県 土木建設部

編集：沖縄県 土木建設部 都市計画・モノレール課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL 098-866-2408



OKINAWA
沖縄県

